

7月は、入学時に手続きした授業料（高等学校等就学支援金）の申請等更新手続きを行う期間です。

手続きが必要な方のみへ、7月以降に書類をお送りします。

●認定となった方（6月末に結果通知書をご自宅にお送りします）

マイナンバー情報を既に提出している場合は、手続きは原則不要です。

7月にご家庭の所得情報が更新されますので、これに基づいて改めて受給資格の確認を県が行い、9月末に決定通知をお送りします。

継続を希望せず辞退する場合は、学校事務室へご相談ください。

また、令和3年1月1日と令和4年1月1日の保護者等の課税地（住所地）が異なる場合は、裏面の課税地確認書をご提出ください。締切：6月30日（木）

マイナンバー情報未提出者については、オンライン申請システムによる手続きが必要です。手続きについての案内は、7月以降にご自宅へ郵送予定です。

●不認定となった方（6月末に結果通知書をご自宅にお送りします）

オンライン申請システムによる手続きが必要です。（辞退の場合を含む）

手続きについての案内は、7月以降にご自宅へ郵送予定です。

●辞退又は未申請の方（結果通知書は届きません）

オンライン申請システムによる手続きが必要です。（辞退の場合を含む）

手続きについての案内は、7月以降にご自宅へ郵送予定です。

オンライン申請システムによる手続きには、生徒の保護者等全員分のマイナンバーの入力が必要です。（辞退者を除く）

マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー入りの住民票または住民票記載事項証明書など）のご準備をお願いいたします。

上記のほか、収入の修正申告や税額の更正決定による課税情報の変更や、海外赴任から帰国離婚・死別・再婚、養子縁組、転居等による保護者等の変更があった場合には、就学支援金の対象から外れることや、新たに支給対象となることがありますので、年間を通して随時学校事務室へ連絡してください。

また、認定審査には、令和3年所得が確定していることが必要です。税の申告が済んでいない場合は、必ず、事前に申告手続きを行ってください。